

商 品 名 (愛 称)	能登半島復興応援 定期積金
販 売 対 象	・法人、個人、個人事業主の方
期 間	・5年
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・定期にわたり掛金の払込みができます。 ・10,000円以上 ・1,000円単位
払 戻 方 法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・固定金利 契約時の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。)
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・普通預金等からの自動振替による受入れができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・利回りは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

商 品 名 (愛 称)	能登半島復興応援 定期積金			
	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。 なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/)をご覧ください。 (1)現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。 例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。 (2)移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。				

日本海信用金庫